平成２２年（フ）第８４１号
東京都西多摩郡日の出町大字大久野1200番地の５
破産者　小峰　　忠
１　決定年月日　平成22年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７９号
奈良県宇陀市室生区無山618番地の２
破産者　株式会社森下組
１　決定年月日　平成22年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
奈良県御所市大字柏原1472番地の１
破産者　アシスト有限会社
１　決定年月日　平成22年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
島根県浜田市下府町1533番地の２
破産者　宇野　浩司
１　決定年月日　平成22年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２３０号
千葉県習志野市藤崎３丁目10番15号　セントヒルズ津田沼３―203号
破産者　堤　　祐輔
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８５２号
千葉市稲毛区轟町１丁目15番６号千葉市営住宅轟町第２団地101号
破産者　小野　宏明
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９１０号
千葉市若葉区加曽利町979番地101
破産者　星野　榮司
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８４９号
東京都日野市日野本町７丁目２番地６
破産者　有限会社ヒロセ
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８５０号
東京都日野市日野本町２丁目６番地の９　金子荘102
破産者　廣瀬　廣男
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８５１号
東京都日野市日野本町２丁目６番地の９　金子荘102
破産者　廣瀬　節子
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０８７号
東京都町田市中町４丁目10番22号サンシャレイ町田中町105
破産者　菊池ひろみ
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３６８７号
名古屋市港区寛政町６丁目42番地１
破産者　有限会社松川工業
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２２号
愛知県春日井市御幸町２丁目７番10号
破産者　有限会社ケイテック
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６３９号
名古屋市東区泉１丁目18番10号
破産者　有限会社サウスパシフィック
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０９５号
名古屋市瑞穂区田辺通２丁目27番地
破産者　有限会社サムライズ
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２７号
大阪府貝塚市橋本39番地の18
破産者　有限会社岡商店
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
兵庫県赤穂市浜市105番地の１
破産者　有限会社樋本組
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４８３号
広島市南区松原町３番６号
破産者　有限会社三田商店
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２号
香川県高松市勅使町1198番地７
破産者　有限会社フジケン工業
１　決定年月日　平成22年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１９８号
北海道旭川市春光１条８丁目11番１号
破産者　株式会社サーモテック
１　決定年月日　平成22年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０４４号
東京都日野市日野本町２丁目15番地の３
破産者　山本　雅也
１　決定年月日　平成22年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０４５号
東京都青梅市駒木町３丁目515番地の15
破産者　近藤　義雄
１　決定年月日　平成22年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部